OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	武力紛争条約への相互運用性条項導入の法的意義（一）：クラスター弾に関する条約第二一条の導入理由、解釈、及び運用の分析を事例として
Author(s)	仲宗根, 卓
Citation	阪大法学. 2013, 63(1), p. 45-73
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67916
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

武力紛争条約への相互運用性条項導入の法的意義（一）

――クラスター弾に関する条約第二一条の導入理由、解釈、及び運用の分析を事例として――

仲宗根　卓*

はじめに
第一章　武力紛争条約と相互運用性の問題
　第一節　ジュネーヴ諸条約第一追加議定書――軍事目標の定義を巡る相違――
　第二節　対人地雷禁止条約
　第三節　小括
第二章　武力紛争条約への相互運用性条項の導入
　第一節　クラスター弾の使用規制を巡る交渉
　第二節　クラスター弾に関する条約への相互運用性条項の導入理由（以上、本号）
第三章　相互運用性条項の法的意義
　第一節　第二一条の文理解釈
　第二節　日本の解釈及び国内立法
　第三節　相互運用性条項導入の意義
おわりに

（阪大法学）63（1-45）45〔2013. 5〕

はじめに

ある武力紛争に関する条約（以下、武力紛争条約と略記）の締約国と非締約国が共同軍事行動や軍事的協力[1]を行う場合、それぞれの国が負う国際法上の義務が異なるため、作戦の足並みが揃わないという問題が生じうる。また、共同軍事行動に参加する複数の国が同一の条約を批准している場合でも、各国の解釈が一致するとは限らない。従って、共同軍事行動及び軍事的協力において、各国がいかなる行為が可能なのかを関係国間で予め認識し、両用性や相互性を確保すること、すなわち、相互運用性（interoperability）[2]を確保することが、効率的な活動を行う上で非常に重要となる。

従来、武力紛争条約上の相互運用性の確保は、各締約国による条文の自己解釈（auto-interpretation）を基礎とし、非締約国を含む関係国間で協議等を通じて政策的に調整が図られてきた。すなわち、ある武力紛争条約の締約国は当該条約義務に違反しない限り、非締約国と共同軍事活動及び軍事的協力を行う権利を有しているため、条約上明文でその様な権利を積極的に容認し、相互運用性について詳細を規律する必要はないのである。ところが、二〇〇八年五月に採択された「クラスター弾に関する条約（Convention on Cluster Munitions：CCM）」は、相互運用性に関する条項（以下、相互運用性条項と略記）を初めて武力紛争条約に導入し、条約締約国と非締約国との共同軍事行動及び軍事的協力における相互運用性が、条約上明文で規律されるところとなった。

CCMに相互運用性条項が導入された理由は、締約国の一般的義務を列挙するCCM第一条一項(c)が、締約国と非締約国との相互運用性に悪影響を与えかねないと懸念した日本やNATO諸国が、共同軍事行動及び軍事的協力における合法的行為を明確にし、自国が国家責任に問われるリスクを減少させることで相互運用性を確保しようと

したことが発端であると考えられる。[3] しかし、そのような懸念はＣＣＭの交渉プロセスで初めて表面化したわけではなく、従来の武力紛争条約についても同様の懸念が生じたが、その都度、関係国間の協議を通じて調整が図られてきたのは先に述べたとおりである。従って、ＣＣＭにおける相互運用性の確保問題も従前の例に倣った対応が可能であったはずであり、相互運用性条項の導入は必須ではなかったように思える。むしろ、相互運用性条項の導入は、本稿でこれから検証していくように、条約交渉の停滞や条文解釈の問題といった弊害を惹起させるため、一見したところ、その導入の意義は明らかではない。

ＣＣＭの採択以降、相互運用性条項たる第二一条に焦点を当てた論稿や報告書がいくつかすでに公表されている。[4] ところが、その多くはクラスター弾による文民被害の撲滅という、ＣＣＭ全体の趣旨及び目的に沿って、第二一条をいかにして解釈するかを考察したものである。そして一様に、第二一条はＣＣＭの目的を達成する上での障害物に過ぎないという論調を展開する。確かに、ＣＣＭの本来の採択目的から第二一条を捉えた場合、同条は締約国による非締約国への援助を許容しうるものであり、その導入は望ましいとは言えず、かかる視座を提供する研究は重要である。

しかし、第二一条に関してより注目すべき点は、武力紛争条約における相互運用性条項の先例として、同条そのものが内包する法的意義であると考える。なぜなら、そもそも第二一は、ＣＣＭ全体の趣旨及び目的とは無関係の、独立した動機によって導入されたからである。すなわち、分析すべきは、これまで必要とされなかった相互運用性条項が、どういう意図をもって武力紛争条約に導入され、そして導入された意図に照らし合わせてどのように機能しうるかという点である。このような視点から第二一条の分析を行った研究は未だに存在しないと思われ、従って、未だに明らかにされていないこれらの論点を詳らかに検討し、相互運用性条項の法的意義を明らかにすることは、

学術上意義があると思われる。また、相互運用性条項の法的意義を明らかにすることは、実際上の要請からも意義があると言える。なぜなら、今後も永続的に武力紛争条約の数が増加し、異なる法的義務を負う複数の国が共同軍事行動及び軍事的協力を展開することで相互運用性が一層複雑化すること、そして新たに採択される武力紛争条約の多くはその直前に採択された条約を模して作成されることに鑑みると、将来の武力紛争条約にも相互運用性条項が導入される可能性が十分に考えられるからである。

そこで本稿では、ＣＣＭという武力紛争条約に相互運用性条項が導入された理由を明らかにした上で、その導入の法的意義について考察を行うことを主要な目的とする。考察にあたり、まず第一章で、「ジュネーヴ諸条約第一追加議定書」（以下、第一追加議定書と略記）及び「対人地雷禁止条約」を事例に、条約締約国と非締約国間の相互運用性の確保問題をめぐる従来の国家実行について概観する。続いて第二章では、ＣＣＭ交渉のフォーラムである、通称「オスロ・プロセス」に着目し、交渉会議の議事録や関係国の文書等の分析を通じて、ＣＣＭへ相互運用性条項が導入された理由を明らかにする。そして第三章で、相互運用性条項たるＣＣＭ第二一条及び関連条文を文理解釈し、個々の文言の意味を明らかにすることで、相互運用性条項がその導入目的を果たしうるのかについて法的視点から検討する。また、相互運用性条項が締約国に実際にどのように解釈され、国内で運用されているかを分析することも、その導入意義を考察する上で欠かせないだろう。そこで、日本政府による相互運用性条項の解釈と運用を事例に分析を行う。そして最後に、第二章及び第三章での考察を踏まえて、ＣＣＭへの相互運用性条項の導入が、将来の武力紛争条約及びその採択を巡る交渉に対していかなるインプリケーションを持つのかを検討する。

第一章　武力紛争条約と相互運用性の問題

ある武力紛争条約の締約国と非締約間の相互運用性の問題は、共同軍事行動と軍事的協力の二つの場合に分けて検討することが適当である。前者の場合は、戦闘の手段及び方法等、主に暴力行為を規制する武力紛争条約の規則との関連で、また後者の場合は、主に兵器の削減や後方支援に関する武力紛争条約の規則との関連で、それぞれ相互運用性の確保が問題となる。以下では、前者に係る武力紛争条約として第一追加議定書を、そして後者に係るものとして対人地雷禁止条約を事例として、条約締約国と非締約国との共同軍事行動又は軍事的協力における相互運用性が、実行上いかにして確保されてきたのかを見ていく。なお、対人地雷禁止条約は兵器の使用規制に関する規定を含んでいることから、共同軍事行動においても相互運用性の確保が問題になりうるが、条約の発効以降は対人地雷が使用された共同軍事行動の事例は報告されていないため、検討の対象外とする。

第一節　ジュネーヴ諸条約第一追加議定書――軍事目標の定義を巡る相違――

二〇〇一年の米国同時多発テロ発生以後に、各国がアフガニスタン及びイラクに対してとった軍事的措置や、二〇一〇年のＮＡＴＯによるリビアへの航空攻撃のように、複数国の軍隊が共同軍事行動を展開する事例が後を絶たないが、いずれの事例においても参加国の全てが武力紛争法上同一の義務を共有しているわけではないことから、相互運用性の確保が問題となりうる。一九九九年にＮＡＴＯが「同盟の力作戦（Operation Allied Force）」を展開し、ユーゴスラヴィアに航空攻撃を行った際には、当該航空攻撃に武力紛争法のいずれの規則が適用されるのかが問題となった。例えば、軍事目標のみを攻撃の対象とするという区別原則（principle of distinction）は、第一追加

議定書第四八条でその基本原則が確認され、第五一条で具体化されている。また区別原則は慣習法化していると考えられることから、[5]同盟の力作戦に参加した全ての国が同原則を遵守しなければならないことになる。しかし、NATOは当時、参加国が武力紛争法を遵守している旨を強調しつつも、[6]参加国による武力紛争法の原則の共通解釈を確保するメカニズムを有していなかった。[7]その結果、軍事目標の定義の解釈は各国に委ねられることになったため、参加国間で適用法規の不一致をもたらすことになった。[8]とりわけ、作戦中に実施された攻撃任務の約八〇パーセントに参加する等、作戦の中心的役割を担っていた米国が第一追加議定書を批准しておらず、[9]さらに軍事目標の定義の慣習法化を否定していたことが、[10]航空攻撃に適用される法規則の不一致問題をより複雑にしていた。また、目標の認識の相違を巡る相互運用性の問題は、二〇〇三年のイラク戦争における「イラクの自由作戦（Operation Iraqi Freedom）」の際にも生じた。[11]

しかし相互運用性の問題に対して、関係国は歴史的に共同軍事行動における実際上の要求を調整し、また参加国相互の法的義務を尊重するなどをして、柔軟性をもって対応してきた。[12]同盟の力作戦で実施された相互運用性の調整システムでは、ある参加国に航空攻撃の任務が下された際に、当該国家がその攻撃が国際法に違反すると見なす場合には、そのような任務を拒むことが認められた。[13]一部の国のこのような実行について、米国は同盟国に課される法的な制約から生じるジレンマを抱えながらも、任務を拒否した国に代わって航空攻撃を遂行し、実際上のフォローを行った。[14]また、イラクの自由作戦では、目標の選定や戦術が自国に課されている法的義務に反する場合、参加国は「レッドカード」を掲げることによって、当該戦術への関与について不同意を示し、そして米国はそれを一般的に承認した。[15]

第二節　対人地雷禁止条約

武力紛争条約の締約国と非締約国の相互運用性の問題がより顕著となったのは、対人地雷禁止条約である。同条約は、第一条一項(a)で「対人地雷を使用すること」を、同項(b)で「対人地雷を開発し、生産し、生産その他の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し又はいずれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること」を禁止する。そして同項(c)で「締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘すること」を禁止していることから、同条約の締約国と非締約国の共同軍事行動及び軍事的協力における相互運用性の確保が問題となった。すなわち、共同軍事行動上の問題として、対人地雷を使用する非締約国との共同軍事行動に参加することが、そして軍事的協力上の問題として、対人地雷を保有する非締約国軍隊の自国領域への駐留を認めることが、(c)で禁止されている「援助」に相当する可能性があり、締約国が条約義務違反を構成する恐れから、相互運用性に支障をきたす可能性が生じたのである。

非締約国との共同軍事行動及び軍事的協力において、締約国自身が(a)及び(b)に列挙されている各禁止行為が行えないのは自明だとしても、それぞれの用語の意味が不明確であり、具体的にいかなる行為が認められるかは明らかではなかった。同様に、(c)の「援助」、「奨励」、及び「勧誘」が何を意味するのかについては明確な定義が存在しないため、いかなる行為が条約上許容されるのか、その範囲が問題となった。なかんずく、条約交渉時に米国が対人地雷禁止条約に参加しないことが明らかになったことから、日本やＮＡＴＯ諸国、そしてオーストラリアのように、米国と共同で軍事行動を展開し、あるいは自国に米軍基地を抱える国にとって、対人地雷禁止条約上禁止される「援助」の範囲を明らかにすることは、相互運用性を確保する上で非常に重要であった。

しかし、対人地雷禁止条約は禁止される「援助」の範囲について条約上明確な規定を欠きつつも、締約国は禁止

に関する曖昧性への対処の必要性を実感し、宣言や国内法の制定を通じて問題に対処してきた。[16] ランドマイン・モニターの調査によると、多くの締約国は対人地雷を貯蔵している非締約国との共同軍事行動への単なる参加（mere participation）は、条約上禁止されていないが、非締約国が共同軍事行動で対人地雷の使用を検討する場合には問題が生じうることに同意しているという。[17] 具体的に、多くの国が条約上禁止されていると捉えている行為は以下のとおりである。「対人地雷の使用の計画には参加しない」、「対人地雷の使用を許容する（多数国間の）交戦規則に同意しない」、「他国の対人地雷の使用を容認しない」、「他国に対人地雷の使用を要請しない」、「故意に他国による対人地雷の使用から軍事的利益を得ない」、「他国の対人地雷使用を訓練しない」、「対人地雷の防護、貯蔵、又は運搬を提供しない」、「非締約国による対人地雷の自国領域の通過、又は自国領域での貯蔵は禁止される」。[18]

ただし、条文のより詳細な解釈や運用は締約国によって大きく異なる。例えば、オーストラリアは一九九九年に批准書を寄託した際に「国家宣言（National Declaration）」を発表し、非締約国との共同軍事行動に関して、「国連によって容認される、又は国際法に従って行われる活動、訓練、若しくは他の軍事的活動の分脈において、対人地雷禁止条約で禁止されている行動に従事する非締約国と共同で実施されるそのような軍事活動に、国防軍やオーストラリア国民が参加したとしても、そのような参加自体は条約違反と見なされない」[19]と述べている。なお同宣言の趣旨は、対人地雷禁止条約の担保法たる“Anti-Personnel Mines Convention Act 1998”の第七項（二）で、違法行為の例外として規定されている。[20] 続いて宣言は、対人地雷禁止条約第一条一項に列挙されているそれぞれの文言の意味について解釈を明らかにし、「援助」は「条約で禁止される活動への実際的且つ直接的な物理的参加」を意味するが、「禁止される活動に従事する条約非締約国の人員の安全確保の提供のような、間接的支援を含まない」[21]とされる。

他方、日本政府は受諾書の寄託時に条約の解釈宣言を行ってはいないが、一九九七年十二月の署名から一九九八年の批准までの間に、条約の解釈について米国やＮＡＴＯ諸国と協議を行った。そして、一九九八年に担保法として「対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（以下、対人地雷法と略記）」を制定した。日本が条約を批准をし、又は国内立法措置を行う際に国会で最も紛糾した論点は、在日米軍による対人地雷に係る活動に対して、日本政府が条約義務上どこまで許容することができるのか、あるいはどの程度抑止義務を負うのか、という線引きの問題であった。

この問題について、日本政府は「（対人地雷禁止条約の）実定法としての協定については、国際法の一般的な原則に基づきまして、外国軍、外国軍基地には適用がない[22]」という説明から議論を開始させる。この説明に従えば、在日米軍は当然に対人地雷禁止条約上の義務を負わなくてもよいことになる。しかし、米軍の対人地雷に係るあらゆる行為を認めることは、対人地雷禁止条約第九条が、締約国の管轄または管理の及ぶ範囲で、条約が禁止する活動を防止し及び抑止する措置をとることを義務付けていることから問題となる。この点について政府は、「条約第九条は、締約国に対しまして、自国の管轄または管理の及ぶ範囲で条約が禁止する活動を防止し及び抑止する措置をとることを求めているのでありまして、我が国は在日米軍による対人地雷にかかわる活動を防止し及び抑止する義務は負わないと、こういうことだと思います[23]。」と説明し、対人地雷禁止条約上、米軍の行為を抑止する義務を負わないと解釈する。

とはいえ、国内法上の制約については、「日米地位協定（在日米軍の地位協定）」第十六条が、米国軍隊の構成員に日本法令の尊重を義務付けていることから、一定の制約が課される可能性が考えられる[24]。しかし、米軍が日本の法令をどの程度遵守するかについては明らかではなく、この点に関して政府は「……、米軍側の行動の必要性、そ

れから接受国の公共の秩序と国民生活に対する影響との相互関係において個々に判断されるべきものであるというふうに考えております。[25]」と説明し、状況に応じて程度が異なることを示唆した。

以上を総合的に勘案した結果、政府は「対人地雷の貯蔵及び対人地雷の保有、それに関連する輸送というものを米軍自体が行うことに関しては、我が国は異議を唱えない[26]」という日本の立場を明確にし、多くの締約国が対人地雷禁止条約上禁止されている「援助」に該当すると見なす行為を、実質的に容認していると言える[27]。ただし、米軍による日本領域内での対人地雷の「使用」については、法理上は可能だが「政策判断として」認められない[28]という見解も明らかにし、米軍もこれに理解を示したという[29]。

また米国との軍事的協力において、日本に対人地雷禁止条約上の制約が課されることも明らかにしている。米軍の保有する対人地雷の運搬に関連して、政府は「対人地雷を輸送する行為は条約上禁止をされております活動の一つである保有に当たりますので、……自衛隊による在日米軍の対人地雷の輸送は認められず、また民間人による輸送も我が国国内法上対人地雷の所持に当たるものとして禁止されることになります[30]。」と述べ、「保有」を禁止する対人地雷禁止条約第一条一項(b)を根拠に、軍事的協力において日本側に制約が課されることを明確にした。なお、対人地雷禁止条約第一条一項(b)で禁止される「保有」は、「取得」、「貯蔵」とともに、担保法たる対人地雷法第四条では「所持」として扱われ、対人地雷の運搬のための所持は国内法上も原則として禁止されることになった。

第三節　小括

同盟の力作戦における航空攻撃自体の合法性や正当性については見解の相違が存在するものの、第一追加議定書の各締約国は実行上、関係国との調整を通じて条文を解釈し国内法を整備することによって、条約義務に違反しな

い限度において非締約国との共同軍事行動における相互運用性を確保してきた。そしてかかる対応によって、実際のオペレーション上もさほど不都合は生じなかった。同様に、対人地雷禁止条約のケースでも、同条約の発効以降は米軍による対人地雷の使用は確認されないものの、各締約国は自国が条約義務に違反しないと考える限度において、米国との相互運用性の調整を図ろうと努めてきた。すなわち、武力紛争条約上、非締約国との共同軍事行動及び軍事的協力は締約国に認められる権利であり、相互運用性の確保は各締約国が考える条約義務の限度内で対応しうるのであって、法的に規律する必要はこれまで生じなかったのである。

第二章　武力紛争条約への相互運用性条項の導入

第一追加議定書や対人地雷禁止条約に関する各国の政策や実行に鑑みれば、武力紛争条約に相互運用性条項をあえて導入する必要性は感じられない。そこで本章では、なぜＣＣＭに相互運用性条項として第二一条が導入されたのかを、ＣＣＭの規制対象たるクラスター弾の特性、及びオスロ・プロセスの分析を通じて明らかにする。

第一節　クラスター弾の使用規制を巡る交渉

第一項　クラスター弾の軍事的有用性

クラスター弾は、軍事的有用性[31]が高い兵器であると言われるが、その理由はクラスター弾の子弾が影響を与える領域たるフットプリント（footprint）の広さにある。例えば、一九九九年のコソヴォ紛争で米軍が使用したＣＢＵ‐八七／Ｂというクラスター弾は、子弾ＢＬＵ‐九七／Ｂを二〇二個搭載し、それが航空機から投下された場合のフットプリントは平均で八万平方メートル（二〇〇ｍ×四〇〇ｍ）にもなり、広範囲を瞬時に攻撃することができ

る。[32] また、地上発射型のクラスター弾も存在する。一九九〇年の湾岸戦争の際に使用された多連装ロケットシステム（Multiple Launch Rocket System）M二七〇自走式ランチャーは、十二発のロケット弾を発射することが可能で、六四四個の子弾を内蔵するM二六ロケットが一斉に十二発発射された場合、約十二万㎡の範囲を一斉に攻撃することが可能となる。[33] クラスター弾がエリア・ウェポン（面制圧兵器）と称される所以は正にこのような広範なフットプリントにあり、単弾頭の砲弾と比較して、より少ない弾薬で瞬時に多数の目標を攻撃することが可能となる点で費用対効果が高く、軍事的に有用と認識されてきたのである。

しかし、クラスター弾はこのような軍事的有用性を有する一方で、その使用が非人道的な効果を惹起すると非難されてきた。たとえクラスター弾を用いた攻撃が軍事目標のみに向けられたとしても、広範なフットプリントゆえに、当該軍事目標の周囲に存在する民用物や文民に対して、過度の付随的損害[34]を与える恐れがあるからである。また、不発弾による被害も深刻である。一般的にクラスター弾は、その内部に多数の子弾を搭載するため、個々の子弾の不発率が単一弾と同じだと仮定した場合、不発弾の絶対数は必然的に多くなる。そしてこの不発弾となった子弾が武力紛争終結後においても文民に対して被害を与えており、紛争後の復興の妨げにもなっていると指摘される。[35] この子弾の不発弾による文民への被害が国際世論の関心を喚起し、CCMの交渉のきっかけとなったのである。

第二項　オスロ・プロセスにおける各国の立場

軍事的有用性及び非人道性という、二つの側面を有するクラスター弾に対する各国の評価は一様ではない。米国、ロシア、中国等の軍事大国はクラスター弾の軍事的有用性を重要視し、クラスター弾の使用の全面禁止を目指すオスロ・プロセスには開始当初から参加していない。代わりに、「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこと

があると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約（以下、特定通常兵器使用禁止制限条約と略記）」の枠組において、より緩やかな規制を目指して新たな議定書の採択交渉を繰り返してきた[36]。

とりわけ米国は、エリア・ウェポンとしてのクラスター弾の性能を重視し、将来的にも武力紛争における使用を意図している。例えば、二〇〇四年の米国国防省の報告書は、米軍の戦闘活動におけるクラスター弾の役割について以下のような見解を明らかにしている。「クラスター弾固有の性能は、流動的な戦場環境において一刻を争う区域目標（time-sensitive area target）を攻撃するのに適した、用途の広い兵器を指揮官に提供する。クラスター弾によって達成される同等の標的効果（target effects）を得るには、より多くの単弾頭が費やされなければならない。単弾頭のみに使用を制限することは米軍の機能を著しく阻害する……。さらに、一刻を争う区域目標への攻撃の成功性をより不確実なものにし、明らかに米兵に対するリスクを上昇させる」[37]。同様の見解は、二〇〇八年七月に米国国防省が公表した「クラスター弾及び文民に対する意図せざる害に関する国防省の政策」[38]でも確認されている。また、元米国国防長官のロバート・ゲイツは「クラスター弾の削減は、自国と同盟国の兵士の生命にリスクを与えかねない。クラスター弾の代替兵器は存在せず、考えられるいくつかの代替兵器は、攻撃から生じる被害をかえって増大させうる」[39]と説明し、クラスター弾が唯一無二の兵器であることを指摘している。そしてかかる政策を裏付けるかのように、米軍は約半世紀に渡って実戦でクラスター弾を使用してきた。その事例として、ヴェトナム戦争における使用（一九六〇年代～一九七〇年代）、湾岸戦争における使用（一九九一年）、コソヴォ紛争における使用（一九九九年）、不朽の自由作戦における使用（アフガニスタン、二〇〇一年～二〇〇二年）、そしてイラク戦争における使用（二〇〇三年）等が挙げられる[40]。

米国と同様に、かつてはクラスター弾の軍事的有用性を主張していたものの、オスロ・プロセス中に政策を一転

しＣＣＭの締約国になった国もある。日本や、英国、フランス、ドイツ、そしてカナダ等のＮＡＴＯ諸国といった、米国と共同軍事行動又は軍事的協力を行うことがある国がこれに相当する。例えば、日本政府はオスロ・プロセスが正式に始動する直前まで、クラスター弾を国防上必要な兵器と捉えており、とりわけ日本への敵の着上陸を海岸線で防ぐ際に有効で、クラスター弾の代替兵器は存在しないという見解を明らかにしていた(41)。また、英国やフランスは実戦でクラスター弾を使用した経験があり、オスロ・プロセスには開始当初から参加をしていたものの、日本と同様にクラスター弾の全面禁止には慎重な立場を示していた。後に検討を行うように、ＣＣＭに相互運用性条項の導入を推進したのは、これらの国家である。また、オーストラリアは実戦用のクラスター弾を保有しておらず、過去に使用した経験もないが、相互運用性条項の導入を主張した国の一つである。なお、オスロ・プロセスでＣＣＭの採択が非締約国との相互運用性に与える影響を懸念し、条約に相互運用性条項の導入を推進した国を、本稿では便宜上、「同士国」(42)と称することにする。

他方、オスロ・プロセスを始動させたノルウェーは、ＮＡＴＯのメンバーであり過去にクラスター弾を保有していたものの、オスロ・プロセスでは相互運用性条項の導入を巡って同士国と対立し、クラスター弾の全面禁止を主張した(43)。

第二節　クラスター弾に関する条約への相互運用性条項の導入理由

第一項　国家責任及び個人の国内的刑事責任発生の懸念

クラスター弾の使用を全面的に禁止する条約の採択を目指すオスロ・プロセスは、二〇〇七年二月のオスロ会議で交渉が開始し、同年五月のリマ会議、十二月のウィーン会議、そして二〇〇八年二月のウェリントン会議を経て、

最終的に同年五月のダブリン会議で一〇七カ国の政府代表の同意を得てＣＣＭが採択された。[44] オスロ・プロセスでは、クラスター弾による被害者の援助に関する規定や、クラスター弾の定義について参加国の意見が一致せず議論が紛糾したが、それらの争点と並んで交渉が難航したのが、ＣＣＭ非締約国との相互運用性をいかにして確保するかという問題であった。

オスロ・プロセスでは直接的に国名は挙げられなかったものの、同士国が非締約国との相互運用性への影響を懸念した背景には米国の存在があった。すなわち、リマ会議で提示されたＣＣＭの草案[45]第一条一項(c)が、締約国の一般的義務として「この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し、又は勧誘すること」を禁止することから、ＣＣＭに参加しない米国との相互運用性に悪影響を与えかねないと懸念したのである。

この懸念はリマ以降の会議で同士国によって繰り返し表明され、ウェリントン会議では同士国のうち日本を除く十二カ国が、連名で新条約の非締約国との相互運用性に関するディスカッション・ペーパーを提出した。[46] 同ペーパーでは、近い将来に新条約に参加しない国が多数あり、そして不参加国が合法的にクラスター弾の使用や生産を継続することが見込まれることを前提とした上で、ＣＣＭ草案第一条一項(c)が、協力関係の維持と国際の平和と安全の回復を目的とする活動を含む、多国間による活動への参加に重大な障害をもたらすという危惧が示された。[47]

具体的に、ＣＣＭ締約国の要員が、以下の様な行為を行う場合に相互運用性の機能に影響を与えるという。「提携体制において（in coalition structures）、非締約国の要員に組込まれる間に（while embedded with non-State party personnel）、司令部（headquarters）、ミッション又は他の計画活動に従事する」、「軍隊保護のためのものを含む、近接航空支援又は砲兵射撃支援を非締約国の人員から求める」、「目標に関するインテリジェンスを非締約国

の人員に伝える」、「後方支援（燃料補給、航空管制、そして他の支援）を非締約国に提供する」、「非締約国の軍隊と統合訓練演習を行う」[48]。また、ディスカッション・ペーパーには明記されなかったものの、軍事的協力に係る問題として、締約国領域内に米軍基地が駐留する場合、米軍によるクラスター弾の保有を容認することが、条約の一般的義務に違反し、相互運用性に影響を与えるという懸念もオスロ・プロセスを通じて明らかにされた[49]。

既述のとおり、米国が実戦でクラスター弾を使用し、そして将来においても使用を継続するということを政策で明確にしている以上、米国と共同軍事行動又は軍事的協力を行う国は、CCMの一般的義務に拘束されるとはいえ、米国との相互運用性に悪影響を与えてはならないという配慮があった[50]。しかし、共同軍事行動及び軍事的協力で相互運用性を維持しようとすれば、仮に米国がCCM第一条一項(c)で締約国に禁止される行為を行った場合、それを援助したとして締約国に国家責任が生じる可能性が考えられる。

このような国家責任発生のリスクという懸念に対して、CCM第一条一項(c)と同一の規定を有する対人地雷禁止条約を遵守する上では、相互運用性に対する障害は確認できなかったと主張する国もあった[51]。しかし、主に敵の侵入を防ぐ目的で使用され、その起爆を被害者に頼るという受動的な性質を持つ対人地雷[52]と異なり、クラスター弾は攻撃の手段として能動的に用いられる。そして、予期しえない場面や戦略において様々な方法で使用が想定されるため、その法的帰結が分かりにくいという問題を抱えていた[53]。すなわち、締約国が偶発的に非締約国を援助してしまう可能性があり、国家責任が生じるリスクが対人地雷と比較してより高くなると同士国は懸念したのである。

さらに、条約の国内実施措置として、国内で罰則を設ける義務を課すCCM第九条との関連で、自国民に刑罰を課さなければならない事態も増加しうることが想定される[54]。そして、かかるリスクの懸念は多様な解釈宣言を惹起し、CCM第十九条で禁止される留保に該当する恐れがあることから、解釈宣言は対人地雷禁止条約の時のように、

相互運用性を確保するための解決策としては機能し得ない可能性も危惧された。[55] つまり、同士国が米国との相互運用性を確保する上で、国家責任及び個人の刑事責任発生のリスクを回避するためには、従来とは異なる措置を講ずる必要性があると認識したことが、ＣＣＭへの相互運用性条項の導入を推進する動機となったのである。

また、米国がオスロ・プロセス参加国に対して、自国の安全保障戦略に影響を与えないように条約交渉を進めるよう圧力をかけたことが、ウィキリークス（WikiLeaks）によって暴露されたと報じられている。[56] 例えば、『朝日新聞』によると、ダブリン会議開始直前の二〇〇八年四月に、在日米軍当局者は外務省及び防衛省当局者との協議の場で、「米軍が日本でクラスター爆弾を保管、搭載できなくなれば、有事の際、米軍戦闘機を日本に持って来られない」[57]と具体的な作戦上の問題を懸念したという。そしてこのような米国の懸念に対して、日本側は、在日米軍の活動に影響させないための交渉を米国側に伝えたとされる。[58] さらには、ダブリン会議の三日前には、日本外務省幹部が米側に「日本の国会議員に面会する際は、クラスター爆弾があれば米国は安保条約上の義務をよりよく果たせる、と強調してほしい」[59]と依頼したとも報じられており、ＣＣＭの一般的義務上問題となりうる米軍によるクラスター弾の保有を、日本政府自らが後押ししたかのような発言も確認された。

ウィキリークスの情報の真偽については詳細な検討が必要であるということは言うまでもないが、[60] 米国がオスロ・プロセスに参加した国と個別に接触をしたことは明らかであり、[61] 米国の圧力が同士国のＣＣＭ交渉の方針に大きな影響を与え、相互運用性条項導入の一因になったと考えられる。

第二項　第二一条の導入交渉

相互運用性に関する独立した条項の導入は、オスロ・プロセス開始当初から検討されていたわけではなく、ＣＣ

M草案第一条一項(c)の文言の修正も含めて、様々な解決方法が模索されていた。[62] 導入の議論が本格的に開始し、導入への趨勢が次第に拡大したのはダブリン会議である。同会議では、オスロ・プロセスにおける争点の一つとなっていた第一条一項(c)の問題について議論が紛糾することが予測されたため、全体会議（Committee of the Whole）と並行して、非公式協議（informal consultations）で集中的に議論することが決定され、その調整役としてスイスのシュラナー（Schraner）大使が任命された。[63]

会議の二日目以降、シュラナー大使は各政府代表団と審議を開始したが、まずは相互運用性に対する国家の懸念を解消するための文言を模索し、それを土台として交渉を進めるという計画のもと、とりわけオーストラリア、カナダ、日本、そして英国の軍法律顧問（military lawyers）との協議に重点を置いた。[64] その結果、第一条を修正するのではなく、代わりに「この条約の締約国と締約国ではない国との関係」という、相互運用性に関する独立した条項を条約に盛り込むことが合意され、その案が二〇〇八年五月二一日に作成された。[65]

ここで、オスロ・プロセスにおけるNGOの役割について若干触れておく。オスロ・プロセスが始動し、そして最終的に条約が採択され発効に至ったのは、ダブリン会議にオブザーバーとして参加した、[66] クラスター弾の被害を懸念するNGOから構成される「クラスター弾連合（Cluster Munition Coalition：CMC）」の尽力によるところが大きく、その功績は否定しえないだろう。[67] しかし、ダブリン会議における交渉の主たるプレーヤーは国家であって、一オブザーバーという立場で参加を認められたに過ぎないCMCが、条約の個々の規定の具体的な内容にまで、どの程度影響を及ぼすことができたのかは定かではない。とりわけ相互運用性条項の内容に関しては、CMCはその導入が条約の目的を損なうものとして当初から一貫して反対の姿勢を示していたものの、非公式協議の運営方法の問題[68]も相まって、CMCの影響力は限定的であったと考えられる。[69]

合計四項から構成される相互運用性条項案[70]の一項及び二項は、非締約国がCCMを批准するよう奨励し、そしてCCMが定める規範を推奨することを締約国に義務付けるもので[71]、新条約の目的を確認する内容となっている。他方、三項及び四項は、同士国の主張を反映したもので、CCMの非締約国との共同軍事行動及び軍事的協力において、締約国に許容される行為と禁止される行為の境を明確化するために導入された[72]。三項は柱書で「第一条の規定にかかわらず、及び国際平和並びに安全の維持のために、国際法に従い」と述べ、以下のサブパラグラフで規定される行為を許容する。サブパラグラフaは、多くの国が自国領域内に、クラスター弾を貯蔵する米軍基地を抱えている事情に配慮して[73]、「第一条に規定する活動に従事する非締約国を接受する」と規定する。そしてbは「第一条に規定する活動に従事する非締約国の軍隊との共同で行われる活動の計画又は遂行、演習又は他の軍事的及び関連する後方支援活動に参加する」と規定し、事実上、非締約国によるクラスター弾使用の実行への関与を締約国に許容するものである[74]。

ここで重要なのは、当初三項は、最終的に採択された内容とは異なり、非締約国との共同軍事行動及び軍事的協力において、締約国に許容される行為をより具体的に列挙していたということである。続く四項は「しかしながら、三の規定は、締約国に対し、第二条で定義されるクラスター弾を自ら使用することを認めるものではない」と規定し、締約国に一定の制約を課している。

条項案前半の一項及び二項は異論なくコンセンサスで受け入れられ、最終的に採択されることになる第二一条の一項及び二項としてほぼそのままの形で成立した。しかし三項については、非締約国の軍隊を接受することによって、条約の一般的義務を「逸脱」させ、「抜穴」になると懸念する国も存在し[75]、条項の導入推進派との溝は埋まらなかった。

その後、会議第一週目最終日の五月二三日の全体委員会で、シュラナー大使によって修正された条項案[76]が提示され、三項a及びbには、新たに「特定の活動におけるこの条約の非締約国による潜在的な使用が、締約国の実効的支配の外にある限り」という条件が追加された[77]。これは、締約国が非締約国のクラスター弾の使用に積極的に関わらない限り国家責任に問われないという効果を念頭に挿入されたものである[78]。四項では、締約国に禁止される行為として、クラスター弾の「開発」、「生産」、「取得」、「使用を明示的に要請すること」が新たに追加された[79]。しかし、修正の内容について各国の合意が得られず、三項及び四項については更なる協議が必要とされた[80]。

翌週二六日午前中の全体会議では、シュラナー大使によって再び修正された条項案が協議された。ラテンアメリカ諸国の一部やアフリカ代表のザンビアは相互運用性条項の概念に難色を示しつつも、これが交渉における妥協の要素になりうると考えた[81]。しかし、条項の導入反対派のみならず、同士国の一部からも三項及び四項の文言の不明確性に対する懸念が示されたため、引続き非公式協議を通じて調整されることになった[82]。

そしてさらに条項案が修正された結果、三項は共同軍事行動及び軍事的協力において締約国に許容される具体的行為の列挙を避け、文言が簡素化されることになったが[83]、これに対して文言の明確性を求めてきた英国やカナダは元の案に戻すように主張した[84]。一方、四項には「自ら」クラスター弾の「貯蔵」と「移譲」を行うことが、新たに禁止行為として追加された[85]。翌二七日午前中の非公式協議を踏まえて微修正が加えられた条項案は、各国から概ね賛同を得て、同日午後の全体委員会で提示された[86]。そしてほぼそのままの形で、翌二八日の全体委員会で議長文書（Presidency Paper）として提示され[87]、最終的に第二一条として条約に盛り込まれることになった。

第二一条の導入のきっかけとなった、CCM第一条一項(c)の「援助」の解釈と国家責任の問題、すなわち、自国に対して国際法上禁止されている行為を他国が行う場合に、当該行為についていかなる関与が許容されるのかとい

う問題は、ＣＣＭに特異の問題ではなく、国際法のあらゆる分野にも同様に生じうる一般的問題である。この点、従来の武力紛争条約は関与の限度について明文で規定することはせず、第一追加議定書や対人地雷禁止条約の事例では、各締約国は自国が条約義務に違反しないと解釈する限度において、非締約国との相互運用性を確保してきたことは先に確認を行ったとおりである。しかし、ＣＣＭの交渉プロセスは、武力紛争条約の締約国と非締約国間の共同軍事行動及び軍事的協力において、非締約国に認められる「援助」の範囲問題を改めて浮き彫りにした。そして、相互運用性条項たる第二一条を導入することによって、武力紛争条約上初めてその限界を明文で設定しようという試みがなされたのである。

［付記］　本稿は、平和・安全保障研究所「日米パートナーシップ・プログラム」（二〇一〇年―二〇一二年）の研究成果の一部である。本稿の執筆にあたり、同プログラムのディレクター及び奨学プログラム修了生の先生方から有益なコメントを賜った。また、防衛省及び外務省の関係者にはインタビューにご協力頂き、貴重な情報を得た。この場を借りて、心より御礼を申し上げる。

（1）　本稿で「共同軍事行動」という場合は、ＮＡＴＯ（北大西洋条約機構）や、国連安全保障理事会の勧告又は授権に基づいて展開される多国籍軍のように、複数国の軍隊から構成される部隊が、武力紛争や平和維持活動において暴力行為（act of violence）を行うような事態を指すものとする。そして「軍事的協力」という場合は、条約に基づき、ある国の軍隊が他国の領域に駐留している状況を指すものとする。

（2）　相互運用性という用語は多義的に用いられるが、一般的に、戦術・作戦や情報・通信などのソフト面、又は装備、後方支援、各種作業の実施要領等のハード面に関し、同盟国間で共通性、両用性を持つことと理解される。西原正、土山實男『日米同盟再考――知っておきたい一〇〇の論点――』（亜紀書房、二〇一〇年）一七〇頁。

（3）　関係国によるかかる懸念はCCMの交渉プロセスにおいて示されてきた。相互運用性条項が導入された経緯については、本稿第二章第二節を見よ。

（4）　例えば論稿として、Bonnie Docherty, “Breaking New Ground : The Convention on Cluster Munitions and the Evolution of International Law,” *Human Rights Quarterly*, Vol. 31 (2009), pp. 934-963 ; Elke Schwager, “The Question of Interoperability : Interpretation of Articles 1 and 21 of the Convention on Cluster Munitions (CCM),” *Humanitäres Völkerrecht*, Vol. 21, No. 4 (2008), pp. 247-250 が、そして報告書として、Human Rights Watch, *Interoperability and the Prohibition on Assistance : Memorandum to Delegates of the Dublin Diplomatic Conference on Cluster Munitions* (2008) ; Human Rights Watch, *Staying True to the Ban on Cluster Munitions : Understanding the Prohibition on Assistance in the Convention on Cluster Munitions* (2009) ; Human Rights Watch, *Convention on Cluster Munitions : Q & A on Interoperability and the Prohibition on Assistance* (2010) 等がある。

（5）　赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross：ICRC）の『慣習国際人道法』によると、国家実行により「紛争当事者は常に民用物と軍事目標を区別しなければならない」という規則が慣習法化したという。*See* Jean-Marie Henckaerts and Louise Doswald-Beck, *Customary International Humanitarian Law, Volume I : Rules* (Cambridge University Press, 2005), p. 25.

（6）　一九九九年五月十八日の「背景説明（background briefing）」において、NATOのスポークス・パーソンは、慣習法上区別原則が要求され、NATOはまさしくそれを遵守していることを強調した。ただし、キャンペーン中の公式声明において、NATOは区別原則を規定する第一追加議定書に明確に言及しなかった。*See* Amnesty International, *“Collateral Damage” or Unlawful Killings? : Violation of the Laws of War by NATO during Operation Allied Force* (2000), pp. 12-13.

（7）　*Ibid.*, p. 13.

（8）　*Ibid.*

（9）　当時、米国以外の参加国で第一追加議定書に批准をしていなかったのは、フランスとトルコである。*Ibid.*, p. 12.

（10）　Colonel Michael Kelly, “Legal Factors in Military Planning for Coalition Warfare and Military Interoperability : Some

Implications for the Australian Defence Force," *Australian Army Journal*, Vol. 2, No. 2 (2005), p. 167.

(11) *Ibid.*, pp. 164-165.

(12) Human Righs Watch, *Interoperability*, *supra* note 4, pp. 9-10.

(13) Amnesty International, *supra* note 6, p. 13.

(14) *Ibid.*, pp. 13-14 ; Kelly, *supra* note 10, p. 163.

(15) Kelly, *ibid.*, p. 165.

(16) Landmine Monitor, *The Prohibition on Assistance in the Mine Ban Treaty (Article 1): Prepared by Human Rights Watch* (2009), p. 1.

(17) *Ibid.*

(18) *Ibid.*, pp. 1-2.

(19) *Ibid.*, p. 3.

(20) Anti-Personnel Mines Convention Act 1998, Section 7 (3).

(21) Landmine Monitor, *supra* note 16, p. 3.

(22) 第一四三回国会参議院経済・産業委員会会議録第六号（平成一〇年九月三〇日）十三頁（阿部信泰政府委員の答弁）。以下同様に、本稿で引用する国会会議録は、「国会会議録検索システム」〈http://kokkai.ndl.go.jp/〉で閲覧した。なお、質問者及び答弁者の肩書は当時のものである。

(23) 第一四三回国会参議院外交・防衛委員会会議録第六号（平成一〇年九月二九日）四頁（小渕恵三総理大臣の答弁）。

(24) 日米地位協定第十六条、及び一般国際法上の原則として、日本国法令遵守義務が米軍に課されているという見解について、本間浩「沖縄と地位協定」『法律時報』第六八巻第四号（一九九六年）一三―二七頁を参照した。

(25) 外交・防衛委員会会議録、前掲註(23)、十二頁（東郷和彦政府委員の答弁）。

(26) 同上。

(27) なお、対人地雷禁止条約の締約国のうち三二カ国は、自国領域内における外国軍隊による対人地雷の貯蔵を禁止している。*See* Human Rights Watch, *Landmine Monitor Fact Sheet, a Prohibition on Assistance in a future Treaty Banning*

Cluster Munitions: The Mine Ban Treaty Experience (2008).

(28) 佐藤道夫委員の「(政策判断として) 認めないというのは、法律的には使用可能なのだが事実上使用は遠慮してもらうと、そういうことでありますか。」という質問に対し、小渕元総理大臣は「お説のとおりです。」と答弁した。外交・防衛委員会会議録、前掲註(23)、六頁（佐藤道夫委員の質問及び小渕恵三総理大臣の答弁）を見よ。なお、「政策判断として」使用を認めないという政府の見解については、以下も見よ。第一四三回国会衆議院商工委員会議録第六号（平成一〇年九月二五日）二頁（須田明夫外務大臣官房審議官の答弁）。

(29) かかる日本の申し入れと米国の回答は口頭で行われたもので、文書にする必要はないと述べている。また、米国がこの約束を破ったとしても、法律上の問題は生じないとしている。外交・防衛委員会会議録、前掲註(23)、十三、十五頁（高村正彦外務大臣の答弁）。

(30) 同上、二頁（小渕恵三総理大臣の答弁）。

(31) クラスター弾の概要については、福田毅「クラスター弾の軍事的有用性と問題点――兵器の性能、過去の使用例、自衛隊による運営シナリオ――」『レファレンス』六八〇号（二〇〇七年）一五一―一七三頁に詳しい。

(32) Virgil Wiebe, "Footprints of Death: Cluster Bombs as Indiscriminate Weapons under International Humanitarian Law," *Michigan Journal of International Law*, Vol. 22 (2000), p. 110.

(33) 福田、前掲註(31)、一五七頁。

(34) 過度の付随的損害を発生させる無差別攻撃の禁止は、第一追加議定書第五一条五項(b)等で規定されている。

(35) クラスター弾の使用歴や不発弾による被害状況は、Handicap International, *Fatal Footprint: The Global Human Impact of Cluster Munitions* (2006) に詳しい。なお、クラスター弾の不発弾による被害を国際法上の論点から分析したものとして、仲宗根卓「長期的効果を有する兵器の使用と均衡性の原則――「予期される（expected）」の解釈を中心に――」『阪大法学』第五九巻第六号（二〇一〇年）一二七―一五六頁がある。

(36) International Campaign to Ban Landmines (ICBL), *Cluster Munition Monitor 2011* (Mines Action Canada, 2011), p. 328.

(37) U.S. Department of Defense, Office of the Under Secretary of Defence (Acquisition, Technology and Logistics),

Defense Systems/ Land Warfare and Munitions, "Cluster Munitions," October 2004, p. ii, cited in Steven Groves and Ted R. Bromund, "The United States Should Not Join the Convention on Cluster Munitions," *Backgrounder*, No. 2550 (The Herigate Foundation, 2011), p. 9.

(38) *See* U.S. Department of Defence, Memorandum for Secretaries of the Military Departments Chairman of Joint Chiefs of Staff under Secretary of Defense for Acquisition, Technology and Logistics under Secretary of Defense for Policy Commanders of the Combatant Commands General Counsel of the Department of Defense, "DoD Policy on Cluster Munitions and Unintended Harm to Civilians," (2008).

(39) Letter from Secretary of Defense Robert M. Gates to Sen. Patrick Leahy (12 September 2008), cited in ICBL, *supra* note 36, p. 327.

(40) *Ibid*., p. 329.

(41) 第一六六回国会会議録参議院外交・防衛委員会会議録第七号（平成十九年四月二四日）七頁（久間章生防衛大臣の答弁）。

(42) 「同士国」とは以下の国家を指すものとする。日本、オーストラリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、スイス、英国。

(43) ノルウェーのように、クラスター弾の使用の厳格な規制を求める国の最重要課題は条約を採択することであったため、相互運用性条項の導入には難色を示したものの、最終的に条約の採択に同意した。

(44) オスロ・プロセスの全体的な流れについては、福田毅「オスロ・プロセスの意義と限界――クラスター弾条約とダブリン会議の分析――」『レファレンス』六九七号（二〇〇九年）六一―八六頁；目加田説子「クラスター爆弾禁止条約と『オスロ・プロセス』」『国際公共政策研究』第十三巻第一号（二〇〇八年）一二三―一三四頁；Alexander Breitegger, *Cluster Munitions and International Law: Disarmament with a human face?*(Routledge, 2012) を参照した。なお、ダブリン会議の議事録は、以下のアイルランド外務省の特設サイトから閲覧が可能であり、各文書にはCCMから始まる番号が付されている。〈http://www.clustermunitionsdublin.ie/〉

(45) Chairs' discussion text on a legally binding international instrument that will prohibit the use, production, transfer and

stockpiling of cluster munitions that cause unacceptable harm to civilians, 23-25 May 2007, at〈http:// www.streubomben.de/fileadmin/redaktion/pdf/lima_diskussionsvorlage.pdf〉(accessed on November 22, 2012)

(46) Australia, Canada, Czech Republic, Denmark, Finland, France, Germany, Italy, Netherlands, Sweden, Switzerland, United Kingdom, "Discussion Paper Cluster Munitions and Inter-Operability : The Oslo-Process Discussion Text and Implications for International Operations," at〈http://www.streubomben.de/fileadmin/redaktion/pdf/wellington_discussion_paper_01.pdf〉(accessed on November 22, 2012)

(47) *Ibid.*, pp. 1-2.

(48) *Ibid.*, p. 2.

(49) John Borrie, *Unacceptable Harm : A History of How the Treaty to Ban Cluster Munitions Was Won* (United Publications, 2009), pp. 209, 287, 290.

(50) *Ibid.*, p. 283 ; "Summary Record of First Session of the Committee of the Whole," CCM/CW/SR/1 (18 June 2008), pp. 1-3.

(51) Gro Nystuen and Stuart Casey-Maslen, *The Convention on Cluster Munitions : A Commentary* (Oxford University Press, 2010), para. 21.14. かかる主張を行ったノルウェーは、対人地雷禁止条約以外にも、非締約国との相互運用性が潜在的懸念となった他の条約の事例として、第一追加議定書や国際刑事裁判所規程等を挙げた。*See* Katherine Harrison, *Report from the Wellington Conference on Cluster Munitions* (The Women's International League for Peace and Freedom, 2008), p. 9, available at〈http:// www. stopclustermunitions. org/ wp/ wp- content/ uploads/ 2008/ 05/ wilpf-report-on-wellington-conference-18-22-february.pdf〉(accessed on January 13, 2012).

(52) 地雷のもつ兵器としての大きな特性は、「受動性」と「遅動性（残存性）」にあるという。浅田正彦「対人地雷の国際的規制――地雷議定書からオタワ条約へ――」『国際問題』No.四六一（一九九八年）四六―四七頁。

(53) Nystuen and Casey-Maslen, *supra* note 51, para. 21.18.

(54) クラスター弾の使用自体は国際刑事裁判所規程上の戦争犯罪を構成しない。ただし、その使用の方法が武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対する著しい違反を構成する場合は、使用者が訴追される可能性は考えられる。「国際刑事

裁判所規程」第八条二項(b)及び(e)を見よ。

(55) Breitegger, *supra* note 44, p. 179.

(56)『朝日新聞』朝刊（二〇一一年六月十六日）一面及び三面；ICBL, *supra* note 36, pp. 27, 113-114.

(57)『朝日新聞』、同上、一面。

(58) 同上。

(59) 同上、三面。

(60) 日本外務省は、ウィキリークスに関する問い合わせについては何も回答しないという立場を固持している。

(61) オスロ・プロセス中、米国政府は様々な国と外交的対話を継続していた。*See* Borrie, *supra* note 49, pp. 196-200.

(62) リマ会議やダブリン会議初日の全体会議では、相互運用性に関する独立した条項の導入の必要性を主張した国があったものの、当時は有力な意見というわけではなかった。*See* Nystuen and Casey-Maslen, *supra* note 51, paras. 21.14-21.20; CCM/CW/SR/1, pp. 1-4.

(63) CCM/CW/SR/1, p. 3.

(64) Borrie, *supra* note 49, p. 288.

(65) *Ibid.*, pp. 288-289; Breitegger, *supra* note 44, p. 180. 第一条の修正ではなく、なぜ独立した条項が導入されることになったのか、その具体的な理由が不明確であること、及び後に検討を行う相互運用性条項たる第二一条の文言の解釈が困難なのは、相互運用性の問題が非公式協議で扱われたため公式の記録が存在しないこと、そして各国の意見を調整する権限がシュラナー大使個人に集中していたことに起因すると考えられる。

(66) CMCの他に、ICRCや国連の諸機関等がオブザーバーとしてダブリン会議への参加が認められた。"Draft Rules of Procedure," CCM/2 (19 May 2008), p. 1.

(67) NGOの関与に着目し、CCMの形成プロセス及び実施プロセスを分析する論稿として、阿部達也「対人地雷禁止条約とクラスター弾条約のダイナミズム――条約プロセスへのNGOの関与に着目して――」『ジュリスト』No.一四〇九（二〇一〇年）六三―七三頁がある。

(68) CMCは、非公式協議の運営方法に問題があったことを指摘し、会議室内での議論を追うことが困難であったという。

このため、相互運用性条項の導入反対派は議論に介入することができず、反対派の意見はシュラナー大使による条項案に反映されなかったという。非公式協議に関する情報は、ＣＭＣのホームページに掲載されているレポートから確認することができる。CMC, Daily Summaries, Dublin Diplomatic Conference, at〈http://www.stopclustermunitions.org/calendar/?id=493〉(accessed on July 11, 2012).

(69)　後に採択された第二一条に対するＣＭＣの「条約の唯一の汚点（only stain on the Convention）」という批判的評価からも、ＣＭＣが相互運用性条項の導入阻止に影響力を行使することができなかった無念さが読み取れる。"Summary Record of Sixteenth Session of the Committee of the Whole," CCM/CW/SR/16 (18 June 2008), p. 9.

(70)　条項案はアイルランド外務省の特設サイトには掲載されていないため、以下を参照した。Breitegger, *supra* note 44, p. 180.　ただし、条項案一項及び二項の原文は掲載されていない。

(71)　*Ibid.*

(72)　*Ibid.*

(73)　*Ibid.*, p. 181 ; Nystuen and Casey-Maslen, *supra* note 51, para. 21.28

(74)　Breitegger, *ibid.*

(75)　Nystuen and Casey-Maslen, *supra* note 51, para. 21.28 ; CMC, Daily Summaries, Towards Some Text Solutions, at〈http://www.stopclustermunitions.org/calendar/?id=547〉(accessed on November 22, 2012).

(76)　*See* Breitegger, *supra* note 44, p. 181.

(77)　*Ibid.*

(78)　*Ibid.*, p. 182.

(79)　*Ibid.*

(80)　"Summary Record of Ninth Session of the Committee of the Whole," CCM/CW/SR/9 (18 June 2008), p. 1.

(81)　Nystuen and Casey-Maslen, *supra* note 51, para. 21.34.

(82)　*Ibid.* ; "Summary Record of Tenth Session of the Committee of the Whole," CCM/CW/SR/10 (18 June 2008), pp. 7-10 ;

(83)　Breitegger, *supra* note 44, p. 182.

(84) CMC, Daily Summaries, 2c or Not 2c, at 〈http://www.stopclustermunitions.org/calendar/?id=549〉 (accessed on November 22, 2012).

(85) Breitegger, *supra* note 44, p. 182.

(86) CMC, Daily Summaries, Waiting, at 〈http://www.stopclustermunitions.org/calendar/?id=550〉 (accessed on July 11, 2012).

(87) "Presidency Paper," CCM/PT/15 (28 May 2008).

＊ 日本学術振興会特別研究員（DC2）